

# 令和 3 年度兵庫支部事業計画（案）について

令和 3 年度兵庫支部事業計画（案）

令和 3 年度 事業計画（兵庫支部）	令和 2 年度 事業計画（兵庫支部）
<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○<u>健全</u>な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、<u>経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ</u>、評議会において丁寧な説明をした上で、<u>保険料率に関する議論を行う</u>。</li> <li>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、<u>協会決算や今後の見通しに関する</u>情報発信を行う。</li> </ul> <p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</li> <li><u>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</u> <u>なお、窓口来訪目的として最も需要が高い任意継続保険加入手続きについて、申請書とリーフレットと返信用封筒をセットした「任継セット」を作製し、大規模事業所や自治体等に配置する等、申請書を入手し易い環境を整えることにより、郵送による申請を促進する。</u></li> <li>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> </ul>	<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○<u>的確</u>な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、評議会です丁寧に説明し、広報を通じて加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> </ul> <p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</li> </ul> <p><b>【新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> </ul>

<p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サービススタンダードの達成状況を 100%とする。</li> <li>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>95.0%</u>以上とする。</li> </ul> <p>○ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>オンライン資格確認の実施状況を踏まえ</u>、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、<u>申請書一体型のリーフレットと返信用封筒をセットした「限度額セット」</u>を作製し地域の医療機関等に配置する等、<u>申請書を入手し易い環境を整えることにより</u>、利用促進を図る。</li> </ul> <p>【削除】</p> <p>○ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</u></li> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> </ul>	<p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サービススタンダードの達成状況を 100%とする</li> <li>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>92.0%</u>以上とする</li> </ul> <p>○ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主、健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報、地域の医療機関に申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> </ul> <p>■ KPI ↓</p> <p><u>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 88.8%以上とする</u></p> <p>○ 現金給付の適正化の推進</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</li> <li>・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> </ul>
---	---

<p>○柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や<u>負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について審査を強化する。</u> <u>また、同様の傾向が強い施術者に対し文書指導及び面接確認を実施するほか、加入者に対する文書照会を強化する。</u> <u>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説した冊子（※）等を同封する等、適正受診の啓発を強化する。</u> <u>※柔道整復施術の仕組みや接骨院・整骨院への正しいかかり方等を掲載した冊子</u></li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意や<u>施術報告書の算定</u>の確認を確実に実施するとともに、不正が疑われる申請については<u>患者照会を行い</u>、厚生局への情報提供を積極的に行う。</li> </ul> <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。</li> </ul> <p>【資格点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻ま</li> </ul>	<p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。</li> </ul> <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費の適正化を図るために、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施する。</li> </ul> <p>【資格点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関照会など、資格点検結果の確認を徹底し、レセプトの返戻ま</li> </ul>
--	---

<p>たは医療費の返還請求を確実に実施する。</p> <p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損保会社に対し早期の折衝を実施する。</li> </ul> <p>【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的なレセプト内容点検を実施するため、<u>再審査結果の集計ツール等を活用し、個々の得意・不得意分野の洗い出しを行い、点検員に展開することによりスキルアップを図り、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施する。</u></li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>① <u>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。</u></p> <p>（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② <u>協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。</u></p> <p>○ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険証回収強化のため、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対しても、<u>事業所データ等を活用した文</u></li> </ul>	<p>たは医療費の返還請求を確実に実施する。</p> <p>【外傷点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負傷原因照会など、外傷点検結果の確認を徹底する。また、損害賠償金請求について、加害者や損保会社に対し早期の折衝を実施する。</li> </ul> <p>【内容点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施し、査定結果の分析や勉強会などで、更なる点検員のスキルアップを図る。</u></li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</p> <p>（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>【新設】</p> <p>○ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険証回収強化のため、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽより保険証未回収者に対する返納催告を確実に実施するとともに、事業所に対して、<u>資格喪失届への保険証同時添付</u></li> </ul>
--	--

<p><u>書・訪問により保険証の早期返却依頼と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組むとともに、保険者間調整及び<u>費用対効果を踏まえた</u>法的手続きの積極的な実施や、<u>分割納付中断者へのすみやかな催告を実施し</u>、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を<u>対前年度</u>以上とする。</li> <li>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</li> </ol> <p>【削除】</p> <p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</u></li> </ul> <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>	<p>について日本年金機構と連携して周知を行う。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収強化のため、文書・電話による催告を早期に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を <b>95.0%</b>以上とする。</li> <li>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</li> <li>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</li> </ol> <p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>【新設】</p> <p>→ <u>被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>
---	---

<p>■ KPI :</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>92.7%</u>以上とする。</p> <p>○オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行のため、加入者へのマイナンバー登録の促進のための周知等を行う。</li> </ul> <p><del>【削除】</del></p> <p><del>【削除】</del></p> <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付業務等について、<u>業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</u></li> <li><u>職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</u></li> </ul>	<p>■ KPI :</p> <p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>92.0%</u>以上とする。</p> <p>○オンライン資格確認の利用率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li> </ul> <p><del>→ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</del></p> <p><del>■ KPI :</del></p> <p><del>現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を <u>54.0%</u>以上とする。</del></p> <p>○業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</li> </ul>
---	---

<p><b>2. 戦略的保険者機能関係</b></p> <p><b>【削除】</b></p> <p>○データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li><b>「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の PDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</b></li> </ul> <p><b>【上位目標】</b></p> <p>平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目標とする）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>○被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：<b>615,847 人</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 実施率 <b>59.0%</b></li> </ul>	<p><b>2. 戦略的保険者機能関係</b></p> <p><del>○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</del></p> <p><del>→事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。</del></p> <p><del>■KPI：設定なし</del></p> <p>○データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。なお、6 年計画である第 2 期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、見直しを行い、後半 3 年は PDCA サイクルに沿って、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p><b>【上位目標】</b></p> <p>平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（全国平均の健康寿命を目標とする）</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：<b>590,241 人</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 受診率 <b>57.8%</b></li> </ul>
---	---



<p>(実施見込者数 : <u>363,350 人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診データ 取得率 <u>8.0%</u> (取得見込者数 : <u>49,268 人</u>)</li> </ul> <p>○被扶養者 (実施対象者数 : <u>173,301 人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査 実施率 <u>28.3%</u> (実施見込者数 : <u>49,045 人</u>)</li> </ul> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診及び特定健診に係る広報について、ナッジ理論の活用等により、充実を図る。</li> <li>生活習慣病予防健診について、<u>事業主及び</u>被保険者に対し、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。</li> <li>生活習慣病予防健診について、受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。</li> </ul> <p><b>【削除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブを活用し、生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨を効果的に実施する。</li> <li>事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。</li> <li>事業者健診データ取得不可事業所に対して、生活習慣病予防健診への切り替え勧奨を実施する。</li> <li><u>事業者健診データの早期提出を促すため、インセンティブを活用した、健診実施機関に対する勧奨を効果的・効率的に実施する。</u></li> <li><u>関係機関と連携し、生活習慣病予防健診及び</u>事業者健診データ取得に係る広報を実施する。</li> </ul>	<p>(受診見込者数 : <u>341,159 人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診データ 取得率 <u>5.9%</u> (取得見込者数 : <u>34,824 人</u>)</li> </ul> <p>○被扶養者 (受診対象者数 : <u>176,672 人</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査 受診率 <u>26.0%</u> (受診見込者数 : <u>45,935 人</u>)</li> </ul> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診及び特定健診に係る広報について、ナッジ理論の活用等により、充実を図る。</li> <li>生活習慣病予防健診の被保険者個人への受診勧奨について、対象地域を拡大して実施する。</li> <li>生活習慣病予防健診の協会主催出張健診について、受診機会が少ない地域や GIS から導き出した未受診者密集地域での重点実施及びその拡大を図る。</li> </ul> <p><del>←生活習慣病予防健診未利用事業所に対して、利用促進リーフレットを作成、送付し、利用拡大を図る。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブを活用し、生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨を効果的に実施する。</li> <li>事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効果的・効率的に実施する。</li> <li>事業者健診データ取得不可事業所に対して、生活習慣病予防健診への切り替え勧奨を行う。</li> </ul> <p><b>【新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>経済三団体と</u>連携し、事業者健診データ取得に係る広報を行う。</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制の拡大を図り、同時受診による利便性の広報を実施する。</li> <li>・ 効果的な商業施設における被扶養者の無料集団健診の実施日程拡大を図る。</li> <li>・ 特定健診について、被扶養者に対し、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診の委託機関数の増加を図る。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活習慣病予防健診実施率を <b>59.0%</b>以上とする</li> <li>② 事業者健診データ取得率を <b>8.0%</b>以上とする</li> <li>③ 被扶養者の特定健診実施率を <b>28.3%</b>以上とする</li> </ol> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：<b>83,349人</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 <b>25.3%</b>（実施見込者数：<b>21,088人</b>）</li> </ul> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：<b>4,218人</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 <b>8.0%</b>（実施見込者数：<b>338人</b>）</li> </ul> <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導に係る広報について、<b>健診結果送付時に広報する等</b>、より充実を図る。</li> <li>・ 継続支援を専門機関へ外部委託することにより、初回面談の増加及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制を拡大させ、同時受診による利便性を広報する。</li> <li>・ 商業施設における無料集団健診の実施拡大を図る。</li> <li>・ 特定健診の無料集団健診実施地域を拡大する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診及び無料集団特定健診の委託機関数増加を図る。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生活習慣病予防健診受診率を <b>57.8%</b>以上とする</li> <li>② 事業者健診データ取得率を <b>5.9%</b>以上とする</li> <li>③ 被扶養者の特定健診受診率を <b>26.0%</b>以上とする</li> </ol> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：<b>75,573人</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 <b>21.3%</b>（実施見込者数：<b>16,099人</b>） （内訳）協会保健師実施分 12.3%（実施見込者数：9,297人） アウトソーシング分 9.0%（実施見込者数：6,802人）</li> </ul> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：<b>3,904人</b>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 <b>7.0%</b>（実施見込者数：<b>274人</b>）</li> </ul> <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導に係る広報について、ナッジ理論の活用等により、充実に図る。</li> <li>・ 継続支援を専門機関へ外部委託することにより、初回面談の増加及</li> </ul>
---	--

<p>び継続率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。</u></li> <li>・ <u>外部委託を活用し、県外在住者等、支部保健師が対応できない特定保健指導対象者に対し、保健指導を着実に実施する。</u></li> <li>・ 来所型特定保健指導を実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。</li> <li>・ 大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を実施する。</li> <li>・ 外部委託機関へ好事例を展開する等により、健診当日における初回面談の実施を推進する。</li> <li>・ 被扶養者の特定保健指導について、市町と連携し利用機会の拡大を図る。</li> <li>・ <u>被扶養者の特定保健指導について、無料集団健診時の健診当日における初回面談実施を推進する。</u></li> </ul> <p>【削除】</p> <p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>被保険者の特定保健指導の実施率を 25.3%以上とする</u></li> <li>② <u>被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする</u></li> </ul> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨実施予定人数 <u>3,600 人</u>）</p>	<p>び継続率の向上を図る。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場来所型・支部来所型特定保健指導の実施日程拡大及び一部地域については外部委託による利用機会拡大を図る。</li> <li>・ 大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた訪問勧奨を行う。</li> <li>・ 外部委託機関へ好事例を展開する等により、健診当日における初回面談実施を推進する。</li> <li>・ 被扶養者の特定保健指導について、市町と連携し利用機会の拡大を図る。</li> </ul> <p>【新設】</p> <p>←—<u>健診前ヘルスアップ促進事業における特定保健指導希望者を確実に実施へ結び付ける。</u></p> <p>■ KPI :</p> <p>特定保健指導の実施率を <u>20.6%以上とする</u></p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨実施予定人数 <u>3,300 人</u>）</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>未治療者に対し文書勧奨を行い、併せて外部委託による電話勧奨を行うことで受診勧奨を効果的・効率的に実施する。</li> <li>より重症域と判定された未治療者に対し、保健師より電話勧奨を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.8%</u>以上とする</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病治療中断者への受診勧奨を実施する。</li> <li><u>これまでの重症化予防事業を振り返り</u>、専門医のアドバイスを受けながら、<u>市町との連携やかかりつけ医との連携等による</u>今後の重症化予防事業を検討する。</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ビッグデータを活用した</u>事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。</li> <li>健康づくり包括協定を基軸に、各自治体の健康増進事業を協働し、兵庫県内の健康づくりの意識の向上を図る。</li> <li>全職員による事業所訪問を継続実施し、経済団体等関係機関と連携しながら、わが社の健康宣言事業の更なる拡大を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診勧奨対象者について文書勧奨、より重症域と判定される者について電話勧奨（二次勧奨）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.9%</u>以上とする</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p><del>→ 糖尿病受診者に対する重症化予防プログラムを実施する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病治療中断者への受診勧奨を行う。</li> <li>専門医のアドバイスを受けながら、<u>医療機関を含む関係団体等と連携した</u>事業を検討する。</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康度診断カルテなどを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。<b>（再掲）</b></li> <li>健康づくり包括協定を基軸に、各自治体の健康増進事業を協働し、兵庫県内の健康づくりの意識の向上を図る。</li> <li>全職員による事業所訪問を継続実施し、経済団体等関係機関と連携しながら、わが社の健康宣言事業のさらなる拡大を図る。</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化するとともに、<u>健康講座を提供し、事業所における社員ヘルスリテラシーの向上を図る。</u>また、兵庫県と連携し、優良な取り組みを実施している事業所を表彰する。</li> <li>健康経営セミナーを開催し、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すと共に、好事例について共有できるような環境構築を図る。</li> <li>喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。</li> <li><u>事業所担当者向けメンタルヘルスセミナーを開催する。</u></li> </ul> <p>■ KPI : <u>健康宣言事業所数を 1,200 事業所以上とする。</u></p> <p>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部広報会議で、兵庫支部広報計画を策定し、計画に基づいた広報を確実に実施する。</li> <li>メールマガジン登録者数の増加を図り、<u>必要な情報を効果的に配信する。</u></li> <li>ホームページやメールマガジン等、協会が保有するツールを最大限活用する。<u>また、動画や位置情報を活用した広報を取り入れ情報提供を実施する。</u></li> <li>関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて加入者に対し多面的に情報提供を実施する。</li> <li>健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化するとともに、兵庫県と連携し、優良な取り組みを実施している事業所を表彰する。</li> <li>健康経営セミナーを開催し、宣言事業所の健康経営優良法人取得を促すと共に、好事例については加入者が共有できるような環境構築を図る。</li> <li>喫煙者に対する効果的な禁煙啓発を実施することで、喫煙率の低下を図る。</li> </ul> <p>【新設】</p> <p>■ KPI : 設定なし</p> <p>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部広報会議で、兵庫支部広報計画を策定し、計画に基づいた広報を実施する。</li> <li>メールマガジン登録者数を増加させる。</li> <li>ホームページやメルマガ等、協会が持っているツールを最大限活用し、<u>多くの加入者への情報提供を行うために、各ツールの内容を充実させる。</u></li> <li>関係団体と連携を図り、共同広報などを通じて多方面から加入者に対し情報提供を実施する。</li> <li>健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、</li> </ul>
---	---

<p>広報誌の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員の委嘱拡大に向けて、他支部の好事例を参考に委嘱勧奨を<b>強化</b>する。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>39.5%</b>以上とする。</p> <p>○ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、<b>加入者に対し軽減額通知事業や希望シールの配布など着実に取り組む。</b></li> <li>ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握し優先順位を付けたうえで、見える化ツールを活用し、<b>個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化</b>する。その際、必要に応じて県担当部局や関係機関と連携して実施する。</li> <li><b>薬局へジェネリックに関するお知らせを送付する際に、ジェネリックに対する取り組みの好事例を掲載し、横展開を図る。</b></li> <li>兵庫県薬剤師会と連携し、<b>薬剤師学術大会やセミナーを通じて更なる使用促進を図る。</b></li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を</p>	<p>広報誌の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員の委嘱拡大に向けて、他支部の好事例を参考に委嘱勧奨に取り組む。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p><del>①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。</del></p> <p>②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>35.5%</b>以上とする。</p> <p>○ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者に対しジェネリック医薬品軽減額通知事業を継続実施すると共に、<b>支部独自で昨年度実施した、「花粉症に対するジェネリック医薬品軽減額通知事業」の効果検証を行う。</b></li> <li>ジェネリックカルテやデータブックで取り組むべき課題を把握したうえで、医療機関・調剤薬局向け見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。その際、必要に応じて県担当部局や関係機関と連携して行う。</li> </ul> <p><b>【新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県薬剤師会と連携しジェネリックセミナーを開催する。また、啓発物を活用し、加入者等に情報提供を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を</p>
---	---

<p><u>年度末時点で 80.0%以上とする。</u></p> <p><u>○医療費適正化対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多剤投与や重複投与などの加入者に対し、お薬手帳を持つことやかかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことを啓発するとともに、医療機関等への相談を促すことにより適切な服薬につなげる。</u></li> <li>・ <u>定期的に医療機関を受診するお薬手帳未利用者に対し、お薬手帳の利用勧奨を実施する。</u></li> </ul> <p>○インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけよう工夫した、周知・広報を実施する。</u></li> </ul> <p>○パイロット事業への取組み</p> <p><b>【削除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>令和 4 年度に向けて、本部方針のもと、事業の検討を実施する。</u></li> </ul> <p>○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において、<u>協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等</u></li> </ul>	<p>80.0%以上とする。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>○インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。</li> </ul> <p>○パイロット事業への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>← 昨年度実施したパイロット事業（健診前ヘルスアップ促進事業）の評価を行う。</del></li> <li>・ 令和 3 年度に向けて、支部内でパイロット事業プロジェクトチームを立ち上げ、事業の検討を行う。</li> </ul> <p>○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において積極的な意見発信を行う。</li> </ul>
--	---

<p><u>を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を実施していく。</u></p> <p><b>【削除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を実施する。</li> <li><u>地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医を持つことや小児救急電話相談 # 8000などの「上手な医療のかかり方」について、関係団体と連携し、加入者や事業主に対する効果的な働きかけを実施する。</u></li> <li>保険者協議会の機能を強化し、発信力を高める。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p><b>【削除】</b></p> <p><u>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</u></p> <p>○調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>令和 3 年度調査研究事業（血圧・血糖の受診勧奨対象者の 3 か月以内受診率実態把握）を確実に実施する。</u></li> <li><u>令和 2 年度に実施した調査研究事業（社長の健康行動が従業員の</u></li> </ul>	<p><del>→ 協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> </ul> <p><b>【新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者協議会の機能を強化し、発信力を高める。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。</u></li> <li><u>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</u></li> </ul> <p>○調査研究の推進</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p>
---	--



<p><u>健康に与える影響</u>を公衆衛生学会等で発表するなどの意見発信につなげる。</p> <p>【削除】</p>	<p><del>→ データを活用した分析を実施し、その研究成果を本部調査研究フォーラムで発信するとともに、産業衛生学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。</del></p>
<p><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>管理職層の入口であるグループ長補佐の人材力の底上げを目指し、研修や会議などの様々な機会を捉えてマネジメント能力の向上を図る。</u></li> <li>・ 標準人員への移行後における支部全体の配置状況を検証し、業務の効率化・標準化を推し進め、円滑な業務運営を実施する。</li> </ul> <p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価者研修などを通じて、<u>評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</u></li> </ul> <p>○OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規採用職員や経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。</li> <li>・ 主体的に「考動」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独</li> </ul>	<p><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準人員への移行後における支部全体の配置状況を検証し、業務の効率化・標準化を推し進め、円滑な業務運営を実施する。</li> </ul> <p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部が実施する評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。</li> </ul> <p>○OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規採用職員や経験の浅い職員等に対しては、計画的かつ継続的なOJT研修を実施し、協会職員としての基礎力を養う。</li> <li>・ 主体的に「考動」できる人材を目指し、本部実施研修に加え、支部独</li> </ul>

<p>自研修や<u>支部の課題に応じた研修</u>を実施し、組織基盤の底上げを図る。</p> <p><u>○本部支部間の連携の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部との更なる連携強化を図る。</u></li> </ul> <p>○支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。</li> </ul> <p>○内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。</u></li> </ul> <p>○リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、<u>各種リスクを想定した訓練を実施する。</u></li> </ul>	<p>自研修や<u>主任が主体となる会議やスタッフ会議</u>を実施し、組織基盤の底上げを図る。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>○支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。</li> </ul> <p>○内部統制の強化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部が実施する内部統制強化の体制整備と連携し、支部においても着実に整備を進める。</li> <li>・ 事務効率化による適切な人員配置のため、ペーパーレス化の推進のための検討を進める。</li> </ul> <p>○リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、<u>情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティインシデント対処手順書に従い、迅速かつ効率的な初動対応を行う。</u></li> </ul> <p>加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時か</p>
--	---

<p>○コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> </ul> <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</li> <li><u>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</u></li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>20%</u>以下とする</p>	<p>ら有事に万全に対応できる体制を整備する。</p> <p>○コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> </ul> <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、次回の調達改善につなげる。</li> </ul> <p><b>【新設】</b></p> <p>■ KPI :</p> <p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>対前年度</u>以下とする</p>
--	---

令和 3 年度 KPI 一覧表		令和 2 年度 KPI 一覧表	
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>		<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>	
具体的施策	KPI	具体的施策	KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を 100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を <b>95.0%</b> 以上とする。	サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を <b>92.0%</b> 以上とする
効果的なレセプト点検の推進	①診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト <b>1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。</b>	効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする <b>【新設】</b>
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。	柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を <b>対前年度</b> 以上とする。 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 <b>【削除】</b>	返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を <b>95.0%</b> 以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

【削除】	【削除】	限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.8%以上とする
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。	被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする
【削除】	【削除】	オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を54.0%以上とする

  

<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>		<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>	
具体的施策	KPI	具体的施策	KPI
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診実施率を59.0%以上とする ②事業者健診データ取得率を8.0%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を28.3%以上とする	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率を57.8%以上とする ②事業者健診データ取得率を5.9%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を26.0%以上とする
ii) 特定保健指導の実施率の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を25.3%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする	ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を20.6%以上とする
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする
iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を1,200事業所以上とする。	【新設】	【新設】

<p>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p>	<p><b>【削除】</b></p> <p>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>39.5%</u>以上とする</p>	<p>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p>	<p>④ <b>広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</b></p> <p>② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>35.5%</u>以上とする</p>																
<p>ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を<u>年度末時点で</u> <u>80.0%</u>以上とする。</p>	<p>ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を <u>80.0%</u>以上とする</p>																
<p>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p>	<p><b>【削除】</b></p> <p><u>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</u></p>	<p>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p>	<p>④ <b>他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100.0%以上とする</b></p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>																
<p><b>3. 組織・運営体制関係</b></p>		<p><b>3. 組織・運営体制関係</b></p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>KPI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用対効果を踏まえたコスト削減等</td> <td>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>20%</u>以下とする</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	KPI	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>20%</u> 以下とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>KPI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用対効果を踏まえたコスト削減等</td> <td>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>対前年度</u>以下とする</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	KPI	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>対前年度</u> 以下とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>KPI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用対効果を踏まえたコスト削減等</td> <td>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>対前年度</u>以下とする</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	KPI	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>対前年度</u> 以下とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的施策</th> <th>KPI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用対効果を踏まえたコスト削減等</td> <td>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>対前年度</u>以下とする</td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	KPI	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>対前年度</u> 以下とする
具体的施策	KPI																		
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>20%</u> 以下とする																		
具体的施策	KPI																		
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>対前年度</u> 以下とする																		
具体的施策	KPI																		
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>対前年度</u> 以下とする																		
具体的施策	KPI																		
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>対前年度</u> 以下とする																		